

北海道文教大学ソーシャルメディアガイドライン

(平成27年9月2日 学生委員会)

「ソーシャルメディア」が急速に普及し身近なものとなっています。しかしインターネット上で発信した情報には、不特定多数の利用者がアクセス・閲覧できること、一度発信した情報は完全に削除できないことなど、社会・友人・自分自身に対して甚大な悪影響を及ぼす危険がいっぱい潜んでいます。何気ない行為が取り返しのつかない事態に陥り、法令違反による刑事罰、民事訴訟等の罪に問われるリスクもあります。

北海道文教大学の学生がソーシャルメディアを使用する際には、法令やマナーに気をつけて適切に利活用し、責任ある行動を常に意識して下さい。そのため、このガイドラインを作成しました。

1. 定義

(1) ソーシャルメディアとは

インターネット上で展開される、不特定多数のユーザーがコミュニケーションを行うことができるメディア [ブログ、プロフ、Twitter、YouTube、Wiki、LINE、SNS (Facebook・Mixi・GREE・Mobage・Amebaなど)、電子掲示板 など]

(2) 適用範囲

学生個人、校友会・クラブ・同好会・愛好会等の団体

2. 注意事項

(1) 法令遵守

憲法、刑法等の日本国・留学先等の法令・公序良俗を遵守すること。

- ① 他人の音楽公開・映像公開は、著作権侵害となる。
- ② 許可を得ていない人の人物公開は、肖像権侵害となる。
- ③ 「未成年で飲酒・喫煙した、カンニングをした」などの発信は、そもそも許される行為ではなく、法的処分、学内処罰の対象となる。

(2) 知的財産権の保護

他人（会社）の著作権、商標権、特許権などの知的財産を侵害しないこと。

- ① 会社のロゴマーク等を許可なく掲載しない。
- ② 根拠なく商品の価値を落とす情報を掲載しない。
- ③ 芸能人の写真、映像を許可なく掲載しない。

(3) 守秘義務・機密情報の取り扱い

学内、アルバイト・インターンシップ先等で知った業務情報は、一般に守秘すべき情報であり、公開しないこと。

- ① 就職内定先の会社情報は、発信しない。
- ② 実習先の学校、病院、会社等で得た資料は、発信しない。

(4) 人権や倫理の尊重

人種・民族に関する中傷・侮辱、他者が嫌悪感を抱く性的・公序良俗に反するもの、公共性・公益性に反するものの表現をしないこと。

- ① 他人の肖像写真・動画等の肖像権を侵害しない。
- ② ○○君、××で飲み会などと、交友関係を無断で投稿しない。

(5) 正確な情報発信と不適切な発言の即時訂正

虚偽情報、不正確な情報は発信しないこと。また、不適切な発言と気づいたら、素早く訂正すること。

- ① 一度発信した内容は、完全には削除できなく、発信したものは永久に公開されるものと思って十分注意して掲載する。
- ② たとえ個人的なページでも、軽い冗談のつもりが転送され、大きな社会問題となることがある。
- ③ 情報発信先、読者は誰か、情報を発信するたびに確認する。

(6) プライバシー保護（他人及び自分自身）

書き込んだ内容を、不特定多数の人が見るので、他人のプライバシー暴露、侮辱するような書き込みはしないこと。

- ① 他人のプライバシー・個人情報は相手方の了解が必要であること。特に写真・動画の中に個人情報がある場合があるので、十分注意が必要である。
- ② 自分の個人情報は「何を」「どこまで」公開するか、範囲の確認が必要である。
- ③ 匿名で発信していても、発信内容から個人を特定されることがある。
- ④ 発信するたびに「公開」「非公開」「友達のみ」等の公開範囲の確認が必要である。
- ⑤ GPS機能のある機種で撮影した写真等は、位置情報が埋め込まれている場合があるので、注意が必要である。

(7) 大学の一員たる自覚

本学の学生として良識と品位のある発言と投稿をすること。

- ① 大学名がわかる発言は、大学の学生を代表したとのイメージで受け取られやすいため、礼儀正しく、良識ある態度で投稿し、偏った思想等を相手に与えないようにする。
- ② 大学の悪いイメージを社会に与えることを目的にして、不正確な情報を学生として発信しない。

3. 相談・連絡先

インターネット上で困ったことや問題を発見した場合は、学務部学生課に連絡・相談して下さい。

北海道文教大学学務部学生課
〒061-1449 恵庭市黄金中央5丁目196番地の1
電話：0123-34-0011